

第 4 1 号議案

亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市固定資産評価審査委員会条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第
4 3 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を
改正する条例

亀岡市固定資産評価審査委員会条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第
4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関
する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 3 条」を「情報通信技術
を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1
号）第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。